

平成17年度 埼玉県放射線技師会から日本放射線技師会への発信事項

社団法人埼玉県放射線技師会

会長 小川 清

1. 新任会長としての抱負(平成17年8月3日)

平成17年4月23日に開催された第18回埼玉県放射線技師会総会にて、会長に就任しました小川 清と申します。放射線技師になって32年、技師会役員を経験して25年、常に前を向いて走って来たつもりです。過去から法人役員の多くの先生方とお付き合いをさせていただき、たくさんの勉強をさせていただきました。このような経験を生かして技師会の業務運営に生かしていきたいと思っております。

さて、私がいままで身につけてきた社会常識にて回りきれないのが最近の日本放射線技師会の活動である。「株式会社日本放射線技師会出版会問題」、「被曝手帳問題」、「認定講習会テキスト著作権問題」、「一連の監事の行動問題」、「技師会の行き先を憂いてホームページを開設したことに対する会員への訴訟問題」など良識ある会員の理解が得られないような問題が噴出しています。会員に対してきちんとした説明がなされないまま、時間だけが過ぎていくことに危機感を感じます。

一方、その事業に関しては、賛同できるものも少なくない。生涯学習はその職業の命運を担っているにも係わらず、システム化が大幅に遅れていた。技師格は問題外であるがシステム化については協力支援していきたい

私は埼玉県放射線技師会の会長として日本放射線技師会と協調できる部分は協調するが、できないことはできないと答えたい。それは私が身につけてきた常識に大きな間違いは無いと信じているからである。加えて埼玉県放射線技師会会員の力強い後押しがあるからである。勿論できない部分に関して、議論すべきは徹底して議論していくつもりだ。そして、公益法人として「正しいことを、正しく行う」を基本的姿勢として活動していきたい。(日本放射線技師会雑誌8月号掲載)

2. 個人情報保護法誓約書について(平成17年7月29日)

個人情報保護法に基づいた日本放射線技師会からの「機密及び個人情報保護の関する誓約書」要請に関して、内容を検討し、意義を申し出ることができないこと、賠償を請求されることなどの理由から、この内容の誓約書では提出できないと判断し、修正誓約書を提出した。

3. 日本放射線理事会、全国会長会議議事録の修正と提案 (平成18年2月3日)

厳寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。埼玉県放射線技師会会長小川 清です。新任会長として、気がついたことがありますので披露し意見を仰ぎたいと思います。それは日本放射線技師会の会議議事録のことです。通常、議事録は書記が作成した「議事録案」を当事者に公開し、承認を得てから(案)をとり議事録となり保存されることが通常と理解しております。私は理事ではありませんので、理事会のことはよくわかりませんが、会長会議議事録は、都道府県会長に届けられず、いつの間にか会誌に掲載されております。つまり情報速度が地方技師会会長と一般会員とでまったく同じ速度ということです。また理事会議事録を含めて発言者の個人名が掲載されており、個人的な趣味では大変面白いのですが、当事者となると少し問題です。つまり口語体が文章化され、また短絡されてしまうのでニュアンスが違ってしまい、都合の良いように変えられてしまうのです。常識的には氏名を明記

するのであれば確認をとることが必要と考えますがいかがでしょうか。(地方放射線技師会にも発信)(返信なし)

4. 日本放射線技師会定款改正について(平成18年2月3日)

厳寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、第2回都道府県放射線技師会会長会議にて突然手渡されました日放技定款改正案および委任状ですが、皆様どのようにお考えでしょうか。一般的に考える委任状(地方技師会総会に使用する書式)と大きく違っており、この委任状で「委任状を出してください」と皆様お話しが出来ますか。私が一般会員なら絶対に出さないでしょう。自分の常識と食い違う「日放技」について考えてみました。

こんな委任状でよいのか?

「総会議題のうち定款改正について、私は代議員の議決内容を尊重し代議員による評決に意を委ねます。」と書かれ、相手先は熊谷和正会長殿となっております。相手先の誤りはご愛敬としても、「代議員の評決に意を委ねます」については、会員の意思を軽んじておりませんか。意識の高い会員は内容に怒りを感じ、意識の低い会員は何にも考えず、いずれも委任状を出さないことが予想されます。

委任状とは

そもそも委任状とは、「ある人に一定の事項を委任した旨を記した書状」である。通常、委任する相手を決定し、その後は受注者の意見(賛成、反対)に従うといった意思伝達手段であり、会員の意思表示ともいえます。

突然増えた定款改正項目について

総会時には3点の改正でした。今回提示された内容は理解できないほど増えておりました。埼玉県放射線技師会で検討した結果、日放技提案87カ所中、40カ所に修正案があります。つまりそれだけ問題が多いということです。これをひとまとめに改正することは大きな問題を残します。例えば事務所所在地の項は賛成だが、会費納入に関しては反対など入れ混じった意見があり、これをどのように評価するかです。

定款改正案作成について

法人の定款は国で言えば憲法、そして会員は国民と位置づけられる。ならば用意周到な準備があつてこそ会員の理解が得られる。つまり手法としてあまりに早急、拙速、乱暴な改正になっている。プロジェクトチームを創設し、年度をこえた事業として、多方面からの議論を重ね、案を会員に提示し、そして最終決議を行うなど万人が認める手法をとらないと理解されないと考えます

埼玉県放射線技師会の対応

総会委任状は会長会議の協議事項に則り、収集することを努力いたしますが、一方では今回の定款改正の問題点と委任状の理不尽さを説明して、最終的には埼玉県放射線技師会会員でなく日本放射線技師会会員の判断に委ねます。(日本放射線技師会および地方放射線技師会へ発信)(返信なし)

5. 定款改正に絡む政治家介入問題の調査(依頼)(平成18年2月4日)

厳寒の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて日本放射線技師会定款改正について、熊谷会長の挨拶や会誌掲載原稿から、「あるところから、政治家を利用して厚生労働省への介入があり、その結果、本会から提出された定款改正案が差し戻された」という内容を明示されております。それを会長会議の中で埼玉県放射線技師会が政治家を利用して行ったような言動をされました。そのような不透明で不確実なうわさ話を会長挨拶にて話すこと、また会誌に原稿化して掲載するなど許し難い行為ですが、埼玉県放射線技師会は、そのような風評など気にしておりません。でも、ありそうで、ないことを最もらしく話すことは、責任ある立

場の人として悲しい限りです。熊谷会長を信頼されている方々、特に新しい会長はその話を鵜呑みにしてしまうと思われま

そこで、事実関係をはっきりさせましょう。

「許し難い政治家介入問題の事実関係を明確にしませんか。」

理事会にて理事のどなたかが「事実関係を調査し除名にすべき」と述べておりますし、公開することに何らかの問題があるのでしょうか。熊谷会長や事務局長が知る得る限りを公開して下さい。今時政治家は、官僚や関連業界との関係を取りざされることはすごく嫌います。また官庁へ政治家が口利きに伺った場合は、必ず会議メモをとり保管されるようになったと聞いております。そのときにこの小さな団体の定款改正について声を差し挟む政治家がいるでしょうか。いないから政治連盟を創設するのでしょうか。残念ながら埼玉県放射線技師会もそのような力添えをいただく政治家を有しておりません。

埼玉県放射線技師会は過去を振り返りません。総会にて総意にて決まったものは翻意でなくとも他のどの県技師会より実践していきます。ただ日本放射線技師会との信頼感が薄れていくことが杞憂されます。是非ともはっきりさせて、そして協働できるようお願いいたします。(日本放射線技師会および地方放射線技師会へ発信) (返信なし)